

認可外保育施設等を利用される方へのご案内

認可外保育施設等を利用される場合、以下Ⅰ・Ⅱ又はⅢの制度(事業)についてご申請いただけます。それぞれ詳細については次頁以降をご覧ください。

Ⅰ 幼児教育・保育無償化に係る子育てのための施設等利用給付認定(法第30条の4第2号・第3号)

Ⅱ 三鷹市認可外保育施設利用助成金交付申請

Ⅲ 認可外幼児施設利用補助金支給対象者登録申請書 兼 口座登録兼口座振替依頼書(様式第3号(第9条関係))

申請に必要な書類

①三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 共通)

該当の申請項目の□に「✓」を入れてください。

複数に「✓」を入れて同時に申請することも可能です。

対象のお子様一人につき一部ずつご提出ください。

②保育の必要性の確認のための書類 (Ⅰ・Ⅱ 共通)

「保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類一覧」を参照の上、父母それぞれの書類を用意してください。

③住民税課税(非課税)証明書 (Ⅰ・Ⅱ 共通)※該当者のみ

申請子どものクラス年齢が0～2歳で、かつ、

・令和4年1月1日時点の住所地が三鷹市以外の方は、令和4年度課税(非課税)証明を提出してください。

(ただし、保育施設等のご利用が令和5年9月以降の場合には提出不要です。)

・令和5年1月1日時点の住所地が三鷹市以外の方は、令和5年度課税(非課税)証明を提出してください。

※令和3年又は4年中に海外収入があった方は、同年中の収入がわかる書類を提出してください。

④マイナンバー関係書類添付台紙 (Ⅰのみ)

郵送にて申請書類を提出する場合のみ、マイナンバーを申請書にご記入いただき、必要書類を貼付してください。

※子ども育成課窓口にご持参される場合には、窓口でマイナンバー確認書類と本人確認書類を確認しますので、台紙の提出は不要です。

	Ⅰ	Ⅰの現況届	Ⅱ	Ⅲ
①	○	○	○	○
②	○	○	○	—
③0～2歳児 クラス	該当者のみ	★	該当者のみ	—
3～5歳児 クラス	—	—	—	—
④	○	—	—	—

★提出が必要な方へ個別にご連絡します

各年1月1日時点
の住所地の自治体
で交付されます。

提出方法 及び 提出期限

(1)提出先 : 三鷹市子ども政策部子ども育成課 保育施設係(市役所本庁舎4階 45 番窓口)

(2)提出期限:

Ⅰの認定申請・・・施設利用開始日まで(必着)

※令和5年4月1日からの認定をご希望の方は同月20日(木)必着。

Ⅰの現況届・・・令和5年6月30日(金)

Ⅱ・Ⅲの申請・・・書類が揃い次第お早めにご提出ください。

令和5年度の最終受付は令和6年3月11日(月)です。

↓ 郵送で提出される場合こちらの宛名票を切り取ってご利用いただけます。

(3)提出方法: 必要書類をすべてそろえて、子ども育成課まで郵送
またはご持参ください。

☆☆お問合せ先☆☆

三鷹市子ども政策部子ども育成課 保育施設係 電話 0422-29-9673
電話 0422-29-9673(係直通)

〒181-8555
三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課
保育施設係 行
(子育てのための
施設等利用給付認定申請書在中)

I 幼児教育・保育無償化に係る子育てのための施設等利用給付認定（2・3号）について

1 制度の概要

3～5歳児クラスのお子さんと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんは、市が定める基準のもとに「保育の必要性の認定」を受けることで、認可外保育施設等※の利用料が無償化の対象となります。※認可外保育施設（認証保育所等）、一時預かり事業（トワイライトステイ事業を除く）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター

2 認定対象者及び無償化上限額（月額）

認定対象者：三鷹市に住民登録をしている、以下の年齢の保育の必要性のあるお子さん

令和5年度	生年月日	認定	無償化上限額（月額）
3～5歳児クラス	平成 29 年4月2日～令和 2 年4月1日生まれのお子さん	法第 30 条の4第2号	37,000 円
0～2歳児クラス	住民税非課税世帯で令和 2 年4月2日以降に生まれたお子さん	法第 30 条の4第3号	42,000 円

※幼稚園や認可保育所等と認可外保育施設を併用した場合、無償化の対象となるのは幼稚園や認可保育所等の利用料のみです。

※複数の認可外保育施設等を併用した場合、合計金額が上限額に達するまで無償化の対象です。

※月途中で認定期間が開始・終了する場合の月額上限額は日割り計算となります。

※住民税非課税世帯とは、対象児童と同居している家族全員について、住民税が非課税となっている世帯です。

保護者と同居者（祖父母等）の住所が同じ場合は、住民票上、世帯が別であっても「同居」とみなします。

※世帯の課税状況については、令和5年4月～令和5年8月の認定までは令和4年度の課税状況、令和5年9月～令和6年3月の認定までは令和5年度の課税状況を確認します。

3 幼児教育・保育の無償化対象施設（特定子ども・子育て支援施設）

施設所在地の自治体の確認を受けた施設が対象です。ご利用予定の施設が対象かどうかは、施設又は施設所在地の自治体にお問い合わせください。三鷹市内の対象施設については、三鷹市ホームページ(<https://www.city.mitaka.lg.jp/>)でもご確認いただけます。

4 認定申請について

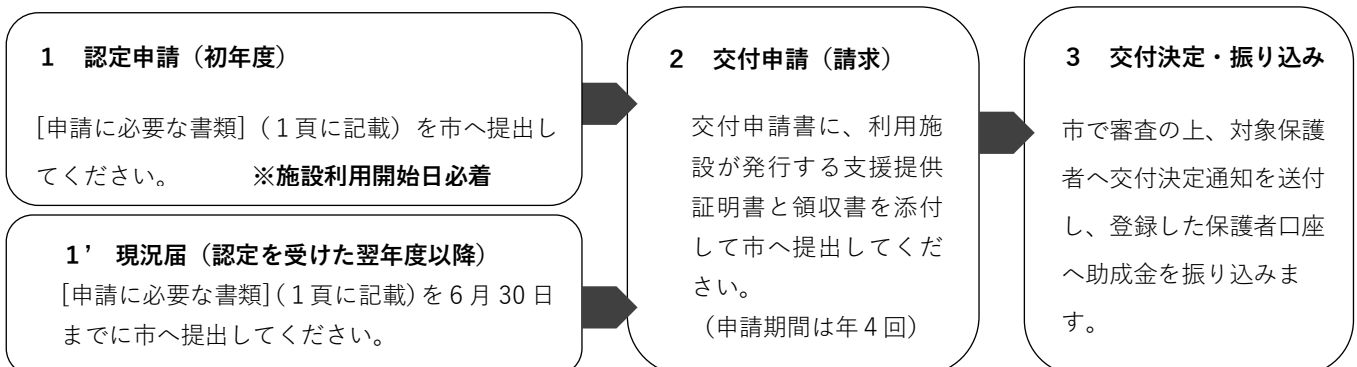
認定を受けるためには市への申請が必要です。申請書の「□子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の4第2号・第3号）」に✓し、必要事項をご記入の上、添付書類をそろえて市へ提出してください。

5 現況届について

子育てのための施設等利用給付認定（2・3号）を受けている方は、認定を受けた翌年から毎年市への現況届が必要です（子ども子育て支援法施行規則第 28 条の6第 1 項）。

現況届提出後に家庭状況が変わり、保育を必要とする事由がなくなった場合には「家庭状況変更確認書」（所定様式）を市へ提出してください。 ※「家庭状況変更確認書」は「みたかきつずナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp/>)」からダウンロードできます。

6 交付までの流れ



Ⅱ 三鷹市認可外保育施設利用助成金について

1 事業の概要

三鷹市では東京都認証保育所、もしくは認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設※に児童を預けている保護者に対し、保育料の負担を軽減するため、保育料の一部を助成しています。

※ 三鷹市内の企業主導型保育施設については、三鷹市が認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設と同等の基準を満たすと認めた施設を含む。

2 対象者

上記の施設に入所する児童の保護者で、次のすべてに当てはまるかが対象となります。

- (1) 保護者の就労、看護、介護、就学、病気療養などにより、児童の保育を必要としていること。
- (2) 認可外保育施設に入所している月の初日に三鷹市に住民登録があること。
- (3) 助成を受ける各月の初日に施設と月 120 時間以上の利用契約を月極もしくは年間契約を結んでいること。
(一時預かり利用及び月の途中の入所、入園児の育児休業中は対象外です。)
- (4) 保育料を滞りなく納入していること。

3 助成額

東京都認証保育所・認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）

年齢	区分	補助内容 ※1	助成額 【上限】 (円/月額)
0～2 歳児 ※2	生活保護世帯 市民税非課税世帯	基本保育料と無償化給付①（42,000 円）の差額を支給	0 円 ～ 25,000 円
	市民税課税世帯	基準額（67,000 円）と所得に応じた認可保育園平均保育料の差額を支給	5,000 円 ～ 67,000 円 〔詳細は中面参照〕
3～5 歳児	全世帯	基本保育料と無償化給付②（37,000 円）の差額を支給	0 円 ～ 20,000 円

企業主導型保育施設

年齢	区分	補助内容 ※1	助成額 【上限】 (円/月額)
0～2 歳児 ※2	生活保護世帯 市民税非課税世帯		0 円 (無償化給付により基準額に達するため)
	市民税課税世帯	基準額（37,000 円）と所得に応じた認可保育園平均保育料の差額を支給	5,000 円 ～ 37,000 円 〔詳細は中面参照〕
3～5 歳児	全世帯		0 円 (無償化給付により基準額に達するため)

※1 ・ 基本保育料・・・各施設が定める基本保育料（延長保育料は含みません。基本保育料の取り扱いは各施設によって異なるので直接施設にお問い合わせください。）

- ・ 基準額（67,000 円）・・・東京都認証保育所の 0～2 歳の平均保育料
- ・ 基準額（37,000 円）・・・企業主導型保育施設の標準的な保育料
- ・ 無償化給付①（42,000 円）・・・0～2 歳児（住民税非課税世帯）の無償化上限額
- ・ 無償化給付②（37,000 円）・・・3～5 歳児の無償化上限額

※2 詳しくは 4 頁の「■0～2 歳児 所得階層別助成上限額表」を参照してください。

注意点：『助成額【上限】』と納入された各月の『基本保育料』を比較し、低い額を助成額とします。『助成額【上限】』を上回る保育料は自己負担となります。

■0～2歳児 所得階層別助成上限額表

0～2歳児の世帯は『市民税額』により助成額が決まります。

未申告等により『市民税額』が確認できない場合には、別途申告が必要になります。

(円／月額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				助成額【上限額】					
				認証保育所・認可外保育施設 (企業主導型保育施設除く)			企業主導型保育施設		
				第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）又はこれに準ずると市長が認める世帯又は里親			25,000	25,000	25,000	0	0	0
B 階層	当該年度分の区市町村市民税非課税世帯			25,000	25,000	25,000	0	0	0
C 階層	当該年度分の区市町村市民税の額が均等割の額のみ世帯			65,000	66,000	67,000	35,000	36,000	37,000
D 階層	当該年度分の区市町村市民税課税世帯のうち、調整後区市町村市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層～第5階層	96,500円未満	56,000	62,000	67,000	26,000	32,000	37,000
		第6階層～第11階層	96,500円以上 274,100円未満	36,000	52,000	67,000	6,000	22,000	37,000
E 階層	当該年度分の区市町村市民税課税世帯のうち、調整後区市町村市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層～第5階層	274,100円以上 428,300円未満	15,000	41,000	67,000	5,000	11,000	37,000
		第6階層～第10階層	428,300円以上 611,000円未満	10,000	34,000	67,000	5,000	5,000	37,000
		第11階層～第15階層	611,000円以上	5,000	30,000	67,000	5,000	5,000	37,000

- 令和5年4月～8月分の助成額は、令和4年度の課税額、令和5年9月～令和6年3月分の助成額は令和5年度の課税額で決定します。ただし、助成額を決める際の市民税額は、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税控除等の税額控除前の税額です。

- 父母に市民税が発生しない場合（非課税の場合）には、父母以外の同居親族の市民税を考慮して決定します。

『助成額【上限額】』と、施設に納入した『基本保育料』を比較し、低い額を助成額とします。『助成額【上限額】』を上回る保育料は自己負担となります

4 交付申請について

毎年度申請が必要です。申請書の

「☐認可外保育施設利用助成金交付申請書(様式第1号(第6条関係)) [令和5年度]」

の□に✓し、必要事項をご記入の上、添付書類をそろえて市へ提出してください。

5 交付までの流れ

市へ申請された後は、施設が保護者に代わって、6月・9月・12月・3月に3か月分ずつ保育料納入証明書を市へ提出します。市での審査の上、保護者へ交付決定通知を送付し、登録した保護者口座へ助成金を振り込みます。

Ⅲ 三鷹市認可外幼児施設利用補助金について

1 事業の概要

三鷹市では、3歳児から5歳児(小学校就学前)までの認可外幼児施設を利用する保育要件のないお子さんの保護者に対して、幼児教育の普及充実を図るために、令和元年10月から保育料の一部を補助しています。

このご案内をお読みいただき、支給対象となる場合は、補助金支給対象者の登録申請手続きをしてください。

2 対象者

以下(1)～(4)の要件をすべて満たすかた

- (1) 認可外幼児施設に入所している月の初日において三鷹市に住民登録があること
- (2) 在籍するお子さんが、平成27年4月2日～令和3年4月1日生まれであること
(ただし、補助金の支給対象となるのは満3歳に達した月以降に限る。)
- (3) 在籍する認可外幼児施設に保育料を滞りなく納入していること
- (4) 幼児教育・保育の無償化の認定を受けていないこと(施設等利用給付認定(2・3号)を受けている方は対象外)

3 対象施設

キッズデュオインターナショナル三鷹・キンダーガルテン なのはな園・アオバジャパンバイリンガルプリスクール・
Musashi International School Tokyo・森のようちえんハーモニー

4 助成額

月額 20,000 円(所得制限なし。ただし、実際に施設に支払った保育料を限度とする。)

5 その他

無償化の認定を受けるなど、補助金の対象外になった場合は、「三鷹市認可外幼児施設利用補助金支給対象者登録取消通知書(様式第5号)」により通知します。

その後、再び補助金の対象となった場合は、改めて登録申請を行う必要がありますのでご注意ください。

6 交付申請について

毎年度申請が必要です。申請書の

「☐認可外幼児施設利用補助金支給対象者登録申請書 兼 ☐口座登録兼口座振替依頼書(様式第3号(第9条関係))」

の☐に✓し、必要事項をご記入の上、市へ提出してください。

7 交付までの流れ

市へ申請された後は、施設が保護者に代わって、6月・9月・12月・3月に3か月分ずつ保育料納入証明書を市へ提出します。市での審査の上、保護者へ交付決定通知を送付し、登録した保護者口座へ補助金を振り込みます。

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類一覧

(父・母それぞれの書類が必要です。)

◆所定様式については、三鷹市子ども育成課(市役所本庁舎4階 45 番窓口)で配布しているほか、「みたかきつずナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp/>)」からダウンロードしてご利用ください。

保育を必要とする事由		必要書類
1	外勤の方 (在宅勤務を含む)	①「就労(予定)証明書」(所定様式) * 勤務先に記入を依頼する際は、記入例を必ずお渡しください。 * 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 * 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。 ※ 月 12 日以上かつ月48 時間以上の就労が最低要件となります。
2	自営業の方 (本人・三親等以内の親族が 代表者の法人組織等で 勤務している方を含む)	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ②「スケジュール表」(所定様式) ※ 月 12 日以上かつ月48 時間以上の就労が最低要件となります。
3	就職内定の方	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ↓ 就労を開始したら、②③をご提出ください。 ②「就労開始証明書」(所定様式) ③ 就労後3か月分の給与明細書の写し(就労先より発行後、毎月提出)
4	求職中の方	① 求職活動誓約書(所定様式) ② ハローワーク受付票の写し(ハローワークで発行) ※ 認定期間は3か月間です。
5	出産予定の方	① 母子手帳の写し(表紙及び出産(分娩)予定日の記載があるページ) ※ 認定期間は出産月とその前後 2 か月の計 5 か月間です。
6	病気治療中の方	① 診断書(最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの)、もしくは特定医療費(指定難病)医療費受給者証のコピー
7	心身に障がいのある方	① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
8	介護、看護に あたっている方	①「介護・看護状況申告書」(所定様式) ② 被介護者・被看護者の診断書(最近3か月以内に発行されたもの)、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの ③「スケジュール表」(所定様式)
9	就学中の方	① 在学証明書(原本) ②「スケジュール表」(所定様式)
10	父母どちらかが 不存在の方	① 戸籍の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明(児童育成手当)等 ※ 離婚調停中の場合: 調停中であることを証明する裁判所の書類等 ※ 手当を受けていない等、証明書が用意できない場合にはご相談ください。

【保育の必要性の要件が変わった場合】

世帯の状況や就労など保育の要件に変更があった場合は速やかに「家庭状況変更確認書」(所定様式)と要件を証明する書類を提出してください。